

今回は、【滅失登記】のお話です。

【名取市税よもやまばなし・第32回】

タックス君： 11月に家を取り壊したんだけど、これから納期のくる固定資産税第4期って納めなきゃいけないのかな？

税子さん： 固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）時点で存在している固定資産を課税対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されるから、取り壊しても減額されることはないの。だから、第4期も納めないといけないわ！

タックス君： そうなんだ。固定資産が1月1日時点で存在していたら、第1期から第4期まですべて納めないといけないんだね。

税子さん： そうよ。令和6年度の第4期の納期限は、1月6日までだから忘れないでね。

タックス君： 分かった。じゃあ、去年の12月に取り壊した物置の分が納税通知書兼課税明細書に載っていたけど、今年度の課税対象じゃないはずだよね。これについては何か手続きする必要があるの？

税子さん： その物置が登記されている場合、まず法務局で滅失登記をすること。滅失

登記手続きが完了した場合は、市役所への申告は不要よ。もし、滅失登記するまでに時間がかかる場合は、取り壊した日付が分かる書類を添付して、市役所に届け出たね。

また、未登記で課税対象の場合は、市役所に取り壊しが完了した日付が分かる書類を添付して申告する必要があるわ。

そして、手続き完了後、取り壊されていることが確認されたら、減額更正され、納めすぎていた場合は、還付されることになるわ。

タックス君： 分かった。じゃあ、物置は登記されていたから、法務局に手続きしに行けばいいんだね！ 教えてくれてありがとう！

固定資産税についてよくある質問

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1522.html>



名取市総務部税務課固定資産税係

電話 022-724-7112